

農村のきずな

—農村計画 事始め2—

元杉 昭男

東京農業大学客員教授 (株)エム・テック顧問

1 きずなの根拠

乾いた砂粒をテーブルの上に撒き、一部を指でか所に集める。残りをそのまわりに散らばらす。全くバラバラにするか、少しずつ集めて散らばらせるか。前々回の「農村のかたち」(本シリーズ12)では各戸(砂粒)の物理的・地理的な居住配置を考えた。しかし、もし砂粒同士に引力や反発力があつたらどうなるか。集落としてまとまって居住する志向があるのだろうか。今回は東日本大震災の津波被災地の集落移転で問題になった各戸間が引き合うきずなを考える。

引力・反発力原因は第一に利害関係である。経済学では「自己の経済的利益の極大化を唯一の行動基準として経済合理的に個人主義的に行動する」人間像を前提にしている。とすれば、共通の利益があれば引力が働き、利害が対立すれば反発力が働く。農業でも共同行動などで販売増・経費節減・短縮時間の活用が可能となり直接・間接的に所得増加に繋がるならば、きずなが生まれる。非利害関係としては、親子などの家族関係、宗教、価値観などがある。

2 農業集落と藩政村

ここで言う農村とは明治以降合併を繰り返した市町村ではない。きずなを考える場合、通常、農業センサスの調査対象である**農業集落**が基礎的な単一地域として想定される。農業集落は「家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会全体の基礎的な単位」とし、生産・生活の共同体で、自

治・行政の単位として機能してきたとしている。つまり、村民から見れば「生産・生活の共同体」で、統治側から見れば「自治・行政の単位」である。ただし、血縁的結びつきは、江戸期以前の弟夫婦や使用人などを含む大家族で集落を構成していた時代は別にして、繰り返される婚姻が集落内で完結しないので、現在も同一集落のすべての人に意識として残っているか疑問である。一般的に農村のきずなの根拠を非利害関係に求めるのは無理がある。

農業集落とは別に、一組の夫婦を中心とした単婚小家族(現在と同様)から構成される江戸期に出来た**藩政村**(検地により区分され、ほぼ現在の大字と一致)がある。荘園で大家族制の家父長が兄弟などの年貢をまとめて供出する形から、藩政村では村全体の責任で各家族に配分された年貢・諸役を納める**村請制**となった。村請制を相互扶助的な村の由縁とする考え方もあるが、互恵的ではない。年貢を納められない百姓は庄屋などの村役人から農地を担保に米や金を借り、返済できずに村役人の地主化が進んだ例も多かった。なお、藩政村には、近畿地方などを除き、複数の農業集落が含まれている場合が多い。

3 ユイとモヤイ

新渡部稲造が「農業本論」の中で、「当初人家の聚落せし理由」として、①居住の容易さ、②害敵の防御、③共同労働の便、④労働の性質の同一性、⑤交面の便と水の便、⑥宗教の同一性などを掲げている。村民から見た場合の集落の存続理由を考察する上で意味がある。

①～⑤は利益関係によるもので、①・②は生活に関係し、③・④・⑤は主に農業生産に関係する。⑥は非利害関係である。利益関係の要因として、**共同所有・共同利用**(①、⑤)・**共同労働**(②、③、④)がある。このうち、共同所有は、明治の地租改正で農地が完全に私有財産となり、農家の共有である山林や土地改良施設なども農地と分離して考えられていないから集落のきずなの根拠とは言えない。また、寺社の共同所有もあるが、直接利益に繋がるものではない。

共同利用は灌漑水路・井戸・集落道・集落広場などの利用を通じて、親和性が生まれる。所有は藩や市町村でもよいが利用は共同の場合で、維持管理などの共同労働と結びついている場合が多い。共同労働には、**ユイ(結)**と**モヤイ(催合)**がある。ユイは田植えなどの農繁期に農家同士が互いに助け合うもので労働のギブ&テイクである。モヤイは皆でやらないと不可能な地引網漁などで労力を出し合い収穫物を分け合うもので**共同性が強い**。農業用水施設は共同で利用され、個人では維持管理も無理で共同労働が必要なので「モヤイ」的である。共同利用がなく共同労働だけがあれば「ユイ」で、共同利用も共同労働もないなら「私的」である(表1参照)。

表1 共同利用と共同労働の関係

		共同労働の必要性	
		有	無
施設の共同利用	有	モヤイ的	ボランティア的
	無	ユイ的	私的

4 水社会論と埋め込み理論

農村のきずなを灌漑の視点から論じたものに、玉城哲の水社会論と青木昌彦の埋め込み理論がある。水社会論では、**我田引水**というエゴイズムが底流にある中で、新田開発の進展による水資源の稀少化に着目している。各農家が小さな農地をバラバラに分散して所有する状態(零細分散錯圃)では相互に取水調整が必要な上に、個々の農家では手に負えない**用水施設に共同管理**が不可欠で、集団主義的な水社会にならざるを得なかった。また、他の灌漑システムを有する集団(集落)との水争いを通じて、強い**結合**・**団結力**が生まれ、明治以降も存続した。

日本人で一番ノーベル経済学賞に近いと言われた比較制度分析の青木昌彦は、江戸中期の村民の意志決定を現代に通じる個人主義的に捉えて、水利秩序を守らなければ村八分と言われる生活面(冠婚葬祭などの互助)でペナルティー(罰)を受けるという脅しによる秩序形成をゲーム理論で分析した。**我田引水の個人主義が村八分という別次元の要因と関連(埋め込まれて)して秩序が生まれる**とした。

藩政村は農家毎に水利や労働や山林などの機能別グループに加入している場合が多く、色々な機能グループが相互に影響し、水利だけで村のきずなを説明できない。その点は別にしても、集団的なきずなの根拠として、玉城の水利調整や施設管理(モヤイ)に由来する水利秩序も、**青木の冠婚葬祭などでの生活面の共同活動(ユイ)**も、**経済社会環境の変化に影響**される。玉

城は水社会の崩壊原因に ①単一経営体による灌漑システムの利用 ②水不足の消滅 ③村落の崩壊を挙げている。冠婚葬祭も結婚式場や葬祭場の利用が増え、出産・育児も互助性がなくなる。そうなれば、きずなは「**精神の遺構**」として残るにすぎない。

5 農村のきずなと政策

集団への帰属と相互扶助の意識が働く場合は、以上の利害関係がなくても、同じ居住地域(村)の他、同じ会社・学校・学級、同じ趣味などいくらでもある。このようなきずなには夫々強弱があつて、全財産をかけた集落移転の合意形成などの在り様に真に影響するから分らない。時代環境が変われば消滅するかもしれない。

農村や集落のきずなを論じるのは良いが、耐用年数の長い施設を整備する土地改良関係者がきずなの根拠も考えず、集落とかコミュニティとかに依拠して政策を立案・施行することには疑問を感じる。国では利害関係の構造を基礎に法制度や予算制度を立案し、地方で地域毎のきずなの関係も配慮して弾力的に運用すべきだろう。

土地改良の真価はきずなの基礎となる合意形成を成し遂げる利害調整工学(本シリーズ7)にある。

(注) 本シリーズ1「誰か故郷を想わざる」と併せて読んで頂ければ幸いである。

(参考文献)

玉城哲「水社会の構造、論創社、一九八三他
青木昌彦「比較制度分析に向けて」、NTT出版、二〇〇三